

武蔵野市産業振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市産業振興計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、武蔵野市（以下「市」という。）における課題を整理し、及び必要な事項について検討するため、武蔵野市産業振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 市における産業振興に係る課題に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者及び職にある者15人以内をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ学識経験者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、第3条の規定による委嘱又は任命の日から平成31年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、市民部生活経済課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年6月11日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

学識経験者
商工業関係者
農業関係者
市内に存する金融機関を代表する者
市内に存する株式会社等を代表する者
公募による市民
市民部長